

## 市指定文化財 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物 保存活用計画（素案）に関する意見等の募集結果

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
1	全般	<p>第1章～第6章迄細部にわたり良く検討されており、素晴らしい内容になっていると思います。但し、活用計画の中では、飛行学校単独での活用のみ記述にとどまっていると感じます。単独での活用では来訪される見学者はある意味限定されると思いますので、他の施設と連携した活用を俯瞰した内容にするべきではないかと思います。例えば、市内の施設との連携でいえば、道の駅（計画中）から城山公園、泉福寺、本田航空（遠望する程度）、きぐら堂、飛行学校、原山古墳、三ツ木城址、歴史民俗資料館を巡回する桶川の歴史と民話を訪ねて、みたいな見学コースを設定して、2～3時間程度の歴史散策コースの提案をする。また、地域を広めるのであれば、他市町との連携を計画し、例えば、川島町の遠山記念館、吉見百穴、川越市の蔵造り観光などのルートを設定し積極的にアピールする方法も有るのではないかと思います。文化財の施設は作ったが訪れる市民、県民等の方々が興味を持てるような活用計画が求められるのではないかと思います。色々と制約があって、記述できない部分が有ると思いますが、活用の中に含みを持たせる内容にして頂けたらと思います。宜しくお願い致します。</p>	<p>保存活用計画は、文化財としての旧桶川飛行学校建物の活用方法を記載するものとなっております。そのため、周辺施設との連携など、まちづくりに関する記載はございませんが、旧桶川飛行学校の活用の方向性を示しております。</p> <p>「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画」の整備の方針では、「広域的な観光ルートを視野に入れたテーマ性の高い立ち寄り観光拠点とする」ことを記載しております。</p> <p>旧桶川飛行学校の活用にあたりましては、頂いたご意見を参考に、市内の施設や近隣の文化遺産を含めた見学ルートの設定などの取組みを検討して参ります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
2	全般	<p>「保存“活用”計画」であるならば、この計画を遂行するためには、整備費用や整備後の維持管理費用がどの程度必要なのかという視点からの案があつてしかるべきと考えますし、事業を計画実行しようとする行政の最低の責任と思います。いくら“良い”計画でも限られた予算の中で、際限なく費やすことは将来の子ども達に“負の遺産”を残すこととなります。そのような報告がないなかで、意見を求めることはいかなるものかと思ひます。</p>	<p>これまで、歴史に関する調査を実施し、検討委員会よりご意見をいただきながら、旧桶川飛行学校の整備事業を推進して参りました。</p> <p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的とし、文化庁の示す「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に準じて作成いたしました。その作成要領においては、整備費用や維持管理費用に関する項目はございません。</p> <p>旧桶川飛行学校建物につきましては、破損・劣化が著しいことなどから、平成28年度に解体調査を行っております。その調査結果やこれから取組みます実施設計を基に、復原整備費用の算定をいたしますが、桶川市旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備管理基金を活用するなどし、限られた財源の中で取組んで参ります。</p> <p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	全般	<p>再建コストの明示の無いパブコメは市民をバカにしている。これ以上ムダな支出を画策することなしに、市民にとって一番どのような整備が望ましいかを真剣に考えるべきである。</p>	
4	全般	<p>要旨「平成26年9月基本計画に則り再検討すべき」26年基本計画4Pより</p> <p>「保存活用については、理想的な全体構想を描きながらも、財政的に負担が重荷にならないよう、優先順序をつけて可能なものから着手する。桶川市は所在自治体として相応の努力を払うことは勿論のこと、県、国及び民間団体にも呼びかけ、軽減策も検討されたい。財政的には費用対効果を十分に検証する必要がある」以上抜粋</p> <p>埼玉県や国、民間団体に呼びかけ軽減策の検討をせず、費用対効果を十分に検証しないで、多額の市税を投入することには反対です。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
5	全般	<p>県、国及び民間団体に呼びかけていない</p> <p>桶川市だけで募金を呼びかけてはいるが、県文化財担当や、文化庁、自衛隊、民間団体などに資金面での呼びかけの努力が殆どみられない。</p> <p>軽減策を検討していない</p> <p>平成26年の計画では工事費は下記</p> <p>I案 347百万円</p> <p>II案 280百万円</p> <p>III案 244百万円</p> <p>この3案であったはず。今回の計画では金額の明示がないが「軽減策」どころか、上記3案より高額となると思われる。</p> <p>費用対効果を検証していない</p> <p>戦時遺構で多くの集客がある施設は、多くの観客を集めた映画の舞台（永遠のゼロ＝筑波海軍航空隊記念館）や、人気アニメ（ガールズアンドパンツァー＝土浦駐屯地）、映画・ドラマ・文学作品（坂の上の雲＝記念艦三笠）、軍事マニアに人気の零戦実機のある施設（知覧特攻平和会館）などであるが、桶川飛行学校は、人気映画等のロケ地でなく、赤トンボの実機（レプリカでは集客力はない）もないので、公平に見ても集客力のある施設にはならないと思う。人口4万人の茨城県阿見町は13億円を投じて「予科練平和記念館」を建設した。上記人気アニメ舞台の土浦駐屯地に近く、多くの映画やドラマ小説の舞台で</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		ある「予科練」の舞台でもあるが、毎年35百万円の赤字である。飛行学校については「費用対効果」を十分に検討すべきである。人口8万人に満たず、少子高齢化と財政難の桶川市も大盤振舞の余裕はない。よく検証願いたい。	
6	全般	<p>26年計画の第Ⅲ案を基軸に再検討すべき</p> <p>今回の計画に反対であるが、どうしても実施したいのであれば、「ものづくり大学」だけでなく、実際に戦時遺構の保存経験のある自衛隊や、他自治体等の意見をよく聞いて再検討すべきではないか。今回の計画より、平成26年の計画の方が、はるかに論理的で合理的に思える。</p> <p>実施という結論を出すにしても、やはり「費用」も重要である。どうしても整備が必要であれば、平成26年第Ⅲ案の244百万円が上限として妥当と考える。</p>	
7	全般	<p>この様な大変すばらしい活用計画が出来上がった事を喜び申し上げます。</p> <p>全国でも珍しく貴重な建築物として文化財に指定された事、そして、当時の建築の技術的な物・構造をより多くの人に知ってもらおう事、又飛行学校での少年兵の生活、勉強などを解り易く見学及び展示が出来るのではないかと思います。そして、外観及び周辺の景観につきましても、色々な意見を取り入れていたら良いのではと思います。</p>	<p>ご意見を頂きましたとおり、本計画の「平和」を発信する、「桶川飛行学校の役割」を伝える、「建物の文化財としての価値」を伝える及び「飛行技術の平和利用」を伝える、の4つの「活用の基本方針」に基づき、活用を図って参りたいと考えております。</p> <p>外観につきましては、桶川飛行学校当時の姿に復原整備することを予定しております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			また、周囲の景観などにつきましては、環境保全計画に示した方針に基づき、整備を検討して参ります。
8	全般	保存活用計画書を見た所、完成の暁には、多くの人達に見学に来てもらえると思います。	市では旧桶川飛行学校の整備事業を推進し、多くの方々に来訪していただき、「平和」を発信して参りたいと考えております。
9	全般	<p>本田エアポートは、桶川市民にとっては、馴染みの深い空港ですが、過去に特攻隊の方々が、ここから飛んでいったとは思いませんでした。近所の方に、実際住まわれた方もいたり、相当なご苦労があったと思います。飛行学校では、当時の事を実際に整備に任務された方の貴重な話を聞いたり、写真や、手紙、DVD等で当時の様子を見聞き出来、戦争を知らない私にとっても、とても考えさせられました。天皇は神だと叩きこまれ、お国の為に特攻隊で亡くなられた方々は、まさに戦争の被害者だと思います。同じ事を繰り返さない為にも、子供達に語り継ぐ事はとても大事な事だと思います。川田谷に悲しい悲惨な歴史があった事を知ってほしいです。なので、飛行学校は絶対に残していかなければならない場所だと思います。</p>	<p>旧桶川飛行学校は、「第五次総合振興計画後期基本計画」において、「平和意識の啓発」や「文化財の保存と継承」といった事業の中に位置付けられております。</p> <p>平成26年9月には、「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画」を策定し、平成28年2月には、建物5棟が市の有形文化財の指定を受けています。文化財としての価値を堅実に保存しつつ、公開など建物の活用をすることで、多くの方々に来訪していただける施設を目指して参りたいと考えております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
10	全般	<p>桶川飛行学校を訪ねていろいろな思いになりました。当時整備兵だった方からも直接お話を頂きました。お話を聞くと込み上げてくるものがありました。これからという若い方々がどんな気持ちで特攻に行ったかと思うと想像もつくはずがありません。ご家族の気持ちを考えても想像が付きません。この方々が居て今があると言っても過言ではないと思います。そんなことを考えさせてくれる場所、桶川飛行学校の存続を切に希望します。歴史ある場所を残さないと後悔すると思います。どうぞよろしくお願い致します。</p>	
11	全般	<p>今の若者は戦争についてTVなどのドキュメンタリー番組などでしか知りえないですが、私自身の祖父が以前出征していたので実際に生の声を聞くのとTVでは違いましたし、子供達に語り継ぐべきだと思いました。</p> <p>実際に見学した際に案内をしてくださった方々から後世に伝える重要性を感じました。どんどん体験者もご高齢になっていきますし、できるだけ早く改築していただき後世に語り継いでいただきたいと思っております。また、桶川市内の学校でも積極的に見学をとり入れ、桶川市から他市・他県にも広めていく必要があると思います。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
12	全般	<p>私は2014年に飛行学校の存在を知り、見学に行きました。10年ほど前まで人が住んでいた住居からは、約70年の戦後の年月の重みを感じました。</p> <p>ここは多くの人々に戦争の悲惨さと平和の尊さを考えるきっかけになりうる場所です。</p> <p>だんだんと当時のことを語る方も少なくなっている今、元特攻隊の整備兵の方から話を聞くことができるこの飛行学校の保存をしていただきたいです。</p>	
13	全般	<p>今の子供たちは、戦争を全く知らないと思います。二度と戦争という誤ちを繰り返さない為にも、このような飛行学校は残してください。平和の日本を実現させる場所になります。是非、社会科見学等の場所として提供してほしいと思っております。飛行学校を残してほしいです。</p>	
14	全般	<p>普段、何気なく過ごしていると、戦争のない日常が当たり前のようになってしまっています。しかし、このような戦争の恐ろしさを痛感せざるを得ないこの飛行学校が私達の身近にあれば、戦争がいかに恐ろしく、二度と起こしてはいけないものなのか、改めて感じる事が出来ます。当時から70年経ち、戦争を経験した人達が少なくなっている今、この飛行学校は私達に戦争の悲惨さを伝えるための大切な施設であり、これからも絶対に受け継いでいくべき貴重な施設です。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
15	全般	<p>飛行学校を語り継ぐ会の方から当時の隊員の方々の思いや暮らしをお聞きしました。戦時中の言語を絶する悲惨な状況を語り継ぐ事がどれほど苦しくつらいことかと思いますが、二度と同じ過ちを犯さないように恒久平和に願いを込めて来訪者へ語り継いでいるとおっしゃった事が忘れられません。戦争の悲惨さと平和のありがたさをこれからの多くの人たちが再確認する為にもぜひ保存して欲しいと思います。</p>	
16	全般	<p>戦後70年以上も経っている今、当時のことを知っている方が少なくなっているなか、桶川市にこのような場所があることを市内だけでなく県内や全国の戦争を知らない子供たちに語り続けるためにも、学校等の見学の場所として提供してほしいと思いますので、是非、飛行学校を残してほしいです。よろしくをお願いします。</p>	
17	全般	<p>何十年も地元に住んでいるのに、飛行学校があることを知りませんでした。戦争当時の建物が今も残っていることは、すごいことだと思います。</p> <p>今後も戦争の事を忘れないためにも残して、子供たちに語り続けていったらいいと思います。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
18	全般	戦後70年以上もたっている今、戦争を体験した人達が亡くなると戦争について語り継がれなくなり、次第に戦争の恐ろしさも消えてしまいます。戦争を知らない子供達に語り継がれるためにも、桶川にこのような場所があることを知ってもらいたいです。ぜひ、残してほしいです。	
19	全般	戦争については、今でも学校等で学んできましたが、平成生まれの私にとって戦争は、なかなか現実味が沸きませんでした。しかし、当時の方々の写真や手紙、住んでいた家を見ることができ、実際に当時の悲しみや不安、恐怖も感じました。戦争を知っている方が少なくなっている今、戦争を知らない私たちにとって、当時の方々の様子を自分の目で見て、肌で感じていくことが、戦争の恐ろしさを後世に伝えていくためにも、とても大切になってくると思います。そのためにも飛行学校は後世に残し、桶川市民のみならず、全国へ広めていくべきだと思います。	
20	全般	戦争についての展示物は昔いくつか見たことはありましたが、このような飛行機や特攻隊についての資料や体験談を経験することができ、非常に勉強になり、改めて戦争の悲惨さというものを痛感いたしました。終戦からどんどん年数が経ち身近な所から話を聞いたりするのもどんどん難しくなり、建物も当時の状態を残していたりするなど、当時の状況を知るにもとて	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		も貴重なものだと思います。どんどん戦争があったことが薄れてしまっている中、日本は昔、戦争という愚かなことをしてしまったことを忘れてしまわぬように学校や研修での見学の場としてもどうか残してもらえないかという所存でございます。	
21	全般	戦争を経験した方の話をこの飛行学校でききました。戦後生まれの私にとってはとても貴重な事であり、今後の子供たちにとっても、このような話をきける施設や人々はとても大切だと思います。人は時間がたつと物事をわすれてしまう生物だと思います。なので、せっかくこういった後世に語り継げる施設は、戦争の事をわすれないためにも、必要な場所だと思います。	
22	全般	<p>当時を知る元特攻隊の整備兵の方からの話を聞いたり、実際に使用されていた資料やビデオを見て、戦争を知らない私としては、衝撃的でした。</p> <p>戦争を知る方や、当時の資料が残っている点で、今後私達や、次の世代へと受け継いでいくべきであると思います。</p> <p>その為にも、旧熊谷陸軍飛行学校の保存を希望致します。</p>	
23	全般	<p>戦時の事実を後世に伝える遺構として、桶川市のみならず県・国にとっても大変貴重な建物であると考えています。</p> <p>整備を進めて頂き、平和について考える平和について情報発信をする拠点として、桶川市にとって大変重要な資産でありますので、有効に活用すべきであります。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
24	全般	<p>旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場を保存活用することに対して賛成します。</p> <p>文化財建物であることを最大限に活かしながら、子どもたちが戦時中の大変な思いを学べるような、平和を考える場となればよいと思います。</p> <p>早期の整備完成を望みます。</p>	
25	全般	<p>“銀も 金も 玉も 何せむに 勝れる宝 子にしかめやも” —山上憶良—</p> <p>古来より子どもは未来を担う宝です。</p> <p>この宝が減りつつあり、虐待事件も絶えません。子ども達の輝かしい未来に向けて「児童館」に税を投資すべきと考えます。</p> <p>飛行学校は、レプリカ若しくはごく一部の保存で十分と考えます。</p> <p>長岡藩「米100俵」に劣らぬ市政を！</p>	<p>旧桶川飛行学校は、平成23年4月に策定いたしました「第五次総合振興計画」土地利用構想のなかで「観光まちづくり拠点」に位置付けられており、その利活用に努めるものとしています。また、「第五次総合振興計画後期基本計画」では、「平和意識の啓発」の取組みとしても、旧桶川飛行学校の整備が掲載されています。平成26年9月には、「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画」を策定いたしました。平成28年2月には、建物5棟が市の有形文化財の指定を受けたことから、文化財としての価値を堅実に保存しつつ、公開など建物の活用をすることで、多くの方々に来訪していただける施設を目指して参りたいと考えております。</p>
26	全般	<p>熊谷飛行学校記念館は既にある</p> <p>熊谷飛行学校跡地にある、航空自衛隊熊谷基地教育参考館には往年の飛行学校関係資料が保存されている。館内には、飛行学校庁舎の扉や、中央階段などの旧飛行学校施設の一部も保存展示している。桶川市が大金を投じて余計な心配をする必要はない。</p> <p>基地内には飛行学校生を慰霊する「荒鷲之碑」がある。決し</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>て豪華な碑ではないが、外部からの見学者には最後に見てもらおう場所（基地が見学者に最も見て欲しい）だそうである。</p> <p>大切なのは、後世の世代のため命を落とした先人たちの遺品や心であり建物自体ではない。建物は一部を保存すればよい。</p>	
27	全般	<p>元「陸軍熊谷飛行学校桶川市分教場」周辺の縄文（弥生）式土器の遺跡発掘を早期に実現し、保存活用計画に支障を生じないように考慮されたい。</p> <p>～過去の発掘調査（アウトソーシング）で終了しておりましたならば了解です。</p> <p>元「陸軍熊谷飛行学校桶川分教場」周辺の住民に車両の出入又多くの来客等の迷惑を考慮して「周辺住民説明会」を早期に実施されたい。</p>	<p>本計画区域は、埋蔵文化財包蔵地の区域に含まれているため、埋蔵文化財につきましては、文化財保護法に基づき、対応しております。</p> <p>近隣住民の方々に対しましては、旧桶川飛行学校の整備事業につきまして、ご理解とご協力をいただけるよう、周知を図って参ります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
28	全般	<p>本計画の位置づけがさっぱりわからない。</p> <p>パブコメを求めること自体が間違っていると考えるので、こんな計画などそもそもいらない。</p> <p>パシフィックコンサルタンツへの委託業務6,372,000円の支出そのものがムダである。監査請求されるべきものと考え、強く抗議の意味をこめて、こんな計画で市民に意見を求めたことに、反省を求め、超超超反対の立場で意見させていただく。</p>	<p>本建造物は、平成28年2月29日に、桶川市教育委員会より有形文化財として指定を受けたものです。</p> <p>文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日）では、所有者等が文化財建造物の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲を明らかにし、これらに関して所有者等と教育委員会が合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が、円滑に促進されることを目的として策定するものとしております。</p>
29	全般	<p>H26年にパブコメを取ったはずの3つの計画案が、どのように精査されたのかも示さぬうちに、現在、既に、ものづくり大学と「官学協働」の名の元、多額の税金で契約をし、全部の建物を残す計画になってしまっていて、今年度は実施設計に入ろうとしている。</p> <p>今回のパブコメは、何の中身もなく、ただただ次のステップに進むための形式的なものであると思われる。</p> <p>こんなやり方がまかり通ると思っているとしたら、桶川市は終わっている。</p> <p>血税が注ぎ込まれる事業を、このような市民不在、市民に意見を求めるためのソースを全く示さないで、これほど軽んじた内容で「いい」としているのは一体何なのか？</p> <p>担当所管の職員がパブコメをまとめて、返答コメントをまとめるのであろうから、あえて答えを求めたい。担当所管の職員</p>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的とし、整備事業を推進する上で基本的な方針を定める重要な位置付けの計画であると認識しております。そのようなことから、桶川市パブリック・コメント手続実施要綱第3条に該当すると考え、パブリック・コメントを実施したものです。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>一同、本当にこんな計画でいいと思っているのでしょうか？ どうか市長の暴走を止めていただきたい。 良識ある行政運営、本来の職責を果たしていただきたく、意見を述べさせていただき、切に答えを求めるものです。</p>	
30	全般	<p>保存活用計画の策定順序と、計画の内容に一貫性がない。P 2の計画策定の体制は、文化庁『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』のフローチャート図とも異なっており、P 1 2「本計画は、文化庁の定める『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』及び『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』に準じた構成・内容とする。」とありながら、その通りになっていない。 まず、保存計画を作り、その後が活用計画である。</p>	<p>文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日）では、「付1 重要文化財（建造物）保存活用計画策定の手順」の図に手順が示されており、このフロー図に則り、計画を作成いたしました。 本計画の第1章第1節「4 計画策定の体制」（P. 2）の図I-1は、計画策定の体制を図示したものです。</p>
31	全般	<p>現在、建物が残っていないのはおかしい。保存計画、活用計画を策定しなければ、建物を取り壊すことはではきない筈である。</p>	<p>解体調査は建物の学術調査などを目的として行われたものであり、また、旧桶川飛行学校建物は、耐震診断で倒壊の危険性があると判断されていたこともあり、早急に解体及び部材の保存を行う必要がございました。文化財保護審議会において文化財指定建造物の修理のための解体調査を実施することを報告した後、実施いたしました。建物は解体された状態であっても、組み立</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>てられた状態と同様の文化財としての保存・管理を実施いたします。</p> <p>一方、本計画は、旧桶川飛行学校の建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的として作成したもので、平成28年2月に文化財指定を受けたため、今回作成するものです。</p>
32	全般	<p>基本計画では、費用対効果を考慮して作成されているはずである。1から3案がすでに公表されているにも関わらず、基本設計では、計画に沿って作られていない。そしてまた、今回の保存活用計画に一貫性がなく、作られている。</p>	<p>平成27年度の基本設計は、平成26年9月に策定した「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画」を基軸にして、実施いたしました。また、本計画も上記基本計画を基に作成しており、第1章第6節「3 関連計画」（P. 14～16）に関連する諸計画との整合を図っている旨の記載がございます。</p> <p>旧桶川飛行学校の建物につきましては、破損・劣化が著しいことなどから、平成28年度に解体調査を行っております。その調査結果やこれから取組みます実施設計を基に、復原整備費用の算定をいたしますが、桶川市旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備管理基金を活用するなどし、限られた財源の中で取組んで参ります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
33	全般	<p>行政が効果を判断することなしに、計画策定はありえない。地方自治法第2条第14項「最小経費で最大の効果」を追求しない事業は違法である。</p>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的として作成したものです。</p> <p>旧桶川飛行学校の建物につきましては、破損・劣化が著しいことなどから、平成28年度に解体調査を行っております。その調査結果やこれから取り組みます実施設計を基に、復原整備費用の算定をいたしますが、桶川市旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備管理基金を活用するなどし、限られた財源の中で取組んで参ります。</p>
34	全般	<p>特攻隊を美化することは厳につつしむべきである。国際法で禁止された国家的自爆テロであることを、どのように位置付けるかが明確になっていない。</p>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的として作成したものです。</p> <p>また、活用計画においては、活用の基本的な考え方のおり、誰もが平和の重要性を見つめ直し、平和を尊重する社会づくりのための姿勢を示すものとして、平和を主軸とする旧桶川飛行学校の目指す姿を記載しております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
35	全般	<p>平和教育、戦争の歴史教育、どれもこの施設に何億とお金をかけなくても、十分可能である。財政難の現在、学校のトイレ改修、教材の充実、体験学習等、予算が必要な事業は山ほどある。市内には病があっても病院に行けない高齢者、バスの便を求めている高齢者等福祉サービスの需要は数限りなくある。1年に一度訪れたとしても、年間どれだけの市民が利用するか、観光客が来るか、良く考え検討すべきなのに、この計画には市民がいない。地方自治の本来の役割をきちんとわきまえるべきである。地方自治は、公共の福祉が目的であることを忘れてはならない。よって、この素案には反対であると同時に、素案としての最低条件を満たしていないこと、文化財の保存の基準が明確でないにも関わらず、独善的な基準を適用する等、著しく適切さに欠ける計画であり、計画の練り直しをもとめるものである。桶川の文化のお粗末さを表にさらすだけであり、桶川市民として、恥をかきたくない。</p>	<p>旧桶川飛行学校は、平成23年4月に策定いたしました「第五次総合振興計画」土地利用構想のなかで、「観光まちづくり拠点」に位置付けられており、その利活用に努めるものとしております。旧桶川飛行学校の整備にあたりましては、「平和意識の啓発」、「文化財の保存と継承」という取組みを行い、他の地域資源との連携を図りながら、地域の振興にも寄与するものと考えております。</p> <p>旧桶川飛行学校の建物につきましては、破損・劣化が著しいことなどから、平成28年度に解体調査を行っております。その調査結果やこれから取組みます実施設計を基に、復原整備費用の算定をいたしますが、桶川市旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備管理基金を活用するなどし、限られた財源の中で取組んで参ります。</p>
36	全般	<p>現存する旧軍施設は希少でない</p> <p>旧日本軍施設は全国各地に現存している。あまりにも多いので全て例示しないが、例えば「学校」では広島県江田島市に現存する、旧海軍兵学校が代表例である。現在は海上自衛隊第一</p>	<p>文化財としての価値につきましては第1章第3節「3 文化財としての価値」(P.6～10)に記載しております。</p> <p>平成24年度の「旧若宮寮跡地の歴史と</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>技術学校になり、多数の施設が現存している。同校の代表的施設である大講堂は、瀬戸内海で産出された御影石で作られ講堂内ドームには舵輪型シャンデリアも現存しており、自衛隊施設ながらも人気の観光地となっている。</p> <p>旧軍施設は全国、特に太平洋沿岸部（千葉、神奈川、伊豆諸島、沖縄など）に多く現存している。関東地方にも多い。傾向としては</p> <p>①自衛隊内に現存（土浦基地、横須賀基地、硫黄島など多数）  ②公共施設として現存（陸軍造兵廠王子工場など）  ③民間施設として活用（名古屋陸軍造兵廠など）  ④観光施設（記念艦三笠など）</p> <p>の4パターンがあり、木造施設も多く現存している。</p> <p>本計画では「旧陸軍飛行学校が現存する全国でも希少性の高い遺構」としているが、軍事遺構は全国に数えきれない位現存しており、「飛行学校」だけ特別に希少だという合理的理由は無い。</p> <p>「知覧＝特攻」は当時では「普通」  知覧に代表される航空特攻と関連していたとしても、それだけでは貴重ではない。</p> <p>「一億玉砕」「一億特攻」「神州不滅」という言葉をご存じだろうか。終戦末期に軍部が普通に宣伝していたことである。特攻の戦死者は、航空隊より陸軍歩兵部隊の方が多い。特攻とは「カミカゼ」「回天」だけではない。当時の日本軍主力である歩兵</p>	<p>現状調査業務委託 報告書」によりますと、全国の戦争遺跡は1650件、そのうち陸海軍学校関連施設は18件、陸海軍学校関連施設での木造施設を有する遺産は5件で、東京都、三重県、京都府に各1遺産、山口県に2遺産を数えるのみです。京都府舞鶴市の海軍機関学校を除けば、旧桶川飛行学校の建物は国内に残る最大級の軍関係の学校遺産であるとされております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>部隊も当然に特攻攻撃を実施していた。</p> <p>例えば「刺突爆雷」という特攻兵器は、竹の先端に爆弾を付けて戦車に突入する陸軍の特攻兵器で、南方戦線で使用されていた。他にも陸軍には似たような対戦車特攻兵器が沢山あった。</p> <p>歩兵特攻は多く行われたが、あまり知られていない。理由の一つは零戦などの戦闘機と違い特攻兵器自体が「カッコ良くない」から。だから特攻記念館でもまず展示していない。本当に悲惨だったのは、知覧や桶川などの内地の部隊ではない。玉砕させられた南方戦線の歩兵部隊(例＝総員玉砕せよ＝水木しげる：参照)である。</p> <p>市民の税金を投入するのであれば、論理的な説明が必要である。カッコいい航空特攻映画や記念館では理由にならない。</p> <p>飛行学校の建物自体は重要文化財ではない。</p> <p>旧軍施設自体は、戦時遺構ではあるが、重要文化財と言うほど希少ではない。例えば上記の旧海軍兵学校は「世界3大海軍兵学校」、三笠は「世界3大記念艦」と呼ばれることから重要文化財と言えるが、桶川飛行学校の建物自体は、多くの戦時遺構の一つであり、文化財と言うのは適正でない。</p> <p>木造の旧軍施設も多く現存(土浦駐屯地医療棟など多数)して、主に自衛隊が多くを記念館などとして保存している。</p> <p>文化財の一分野である戦時遺構をさらに細かくした一分野の施設が、それほど貴重という合理的理由は無い。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
37	全般	<p>優先順位をつけて可能なものから着手していない</p> <p>兵舎棟、守衛棟、車庫棟、弾薬庫などの建物を全て建築し、その中に、A B C Dの4ゾーンと、各種コーナーなどを一度に建設しようという計画で、優先順位をつけて可能な・・・という概念が全くない。</p>	<p>旧桶川飛行学校の整備事業にあたりましては、今後、市の財政状況を勘案したうえで、可能なものから着手して参りたいと考えております。</p>
38	全般	<p>米軍兵士にも家族がいた</p> <p>「知覧」に言及し平和を考えるとと言うが、そうだろうか。</p> <p>今回の計画では「知覧」がよく出てくるが、知覧の記念館で残念なのは、私的制裁などの陸軍の負の部分の部分を全く語らないこともそうだが、例えば米軍側の戦死者への配慮が全くないことも残念である。</p> <p>米兵の母親の多くは熱心なクリスチャン。母親は大切な我が子が、無事に帰国することだけを毎日神に祈っていた。</p> <p>航空特攻が成功し米軍艦が100名の乗組員と沈没するということは米国本土で我が子の帰りを待つ100名の母親の願いが絶たれたということも意味する。戦死と聞いた直後に気絶した母、黒い髪が真っ白になった母、一晩中、町中に聞こえる大声で泣き明かした母もいたそうだ。</p> <p>米国では「パールハーバー」で知覧を展示する太っ腹を見せているのに、残念ながら日本で「零戦」を展示する施設では、米軍側への配慮はまず見られない。「エノラゲイ」でも多少は配慮をしている。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
39	全般	<p>平和を考えると 戦争から平和を考える施設を作るのであれば、今回の計画案はあまりにも内容が薄い。軍事施設で平和を学習すると言うのなら、海外も含めた軍事記念館に精通する専門家に依頼する必要がある。頼むのは、ものづくり大学ではない。</p> <p>今回の計画は建物ばかりに費用を投じ、今まで述べてきたような軍事関連の常識がなさすぎる。もう一度、一から考え直すべきである。</p>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的として作成したものです。</p> <p>「目指す姿」や「活用の基本方針」の考え方は、「平和」を主軸としております。</p> <p>「平和」を発信する、「桶川飛行学校の役割」を伝える、「建物の文化財としての価値」を伝える及び「飛行技術の平和利用」を伝えるための具体的な方法や内容につきましては、関連資料の調査を行い、事実に基づく展示内容などを検討して参ります。</p>
40	第1章第3節3 (P. 6～10)	<p>全体構成が著しく幼いとともに、学術的な考察が無い。また、抽出文献もなく、自治体の計画としてお粗末である。以下の項目になぜ疑問を抱かないかの理由とともに、抽出文献を明らかにしていただきたい。</p>	(抽出文献などは、以下のとおり)
		<p>6 P 同年4月には、特別攻撃隊12名を鹿児島県の知覧へ送り出している。</p> <p>6 P この分教場には少年飛行兵の他、学徒出陣の特別操縦見習士官など、延べ1,500人を超える入隊者がいたが、戦争末期には特別攻撃隊(特攻隊)訓練基地となり、終戦前の昭和20年(1945)4月には、特攻隊員12名を鹿児島県知覧特攻基地に送った。(註1)</p>	<p>本市が平成24年度に作成しました「旧若宮寮跡地の歴史と現状調査業務委託 報告書」を基に記載しております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		7 P 校舎用地側は敷地が整形でなかったことが功を奏し、殆どの施設が解体撤去の危機から免れ、	本市が平成26年度に作成しました「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場詳細調査報告書」を基に記載しております。
		7 P 施工は当時、陸軍航空本部桶川建築工場内に出張所を構えていた株式会社加藤組が一手に工事を担ったようであるが、	株式会社加藤組による内訳明細書の一部が残されており、元々機密事項である軍の工事は特定の建設会社に工事が委ねられることから、この会社が一手に担当したものと推測されております。
		7 P 創建当初の間取りは、正門側の東手前が守衛事務室兼休憩所であったものと考えられ、中央間は応接室、奥間は倉庫空間であったと想定される。	防衛省防衛研究所が所有している「陸軍建築設計要領」では、学校に配置する部屋の種類を規定しており、旧桶川飛行学校にも、事務室や応接室などがあったと考えられております。部屋の構造がコンクリート土間や畳敷きであったことなどを考慮すると、守衛棟にはこれらの部屋があったのではないかと想定されております。
		7 P 南側側面には昭和18年(1943)頃に増築されたと考えられる下屋が張出	平成27年度の基本設計の際に実施した調査において、工法の違いや改修痕跡から、昭和18年の増築であると考えられております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>9 P 和洋単位折衷型の建築計画となっており、建築史的にも稀少な施設群であると言える。</p>	<p>平成27年度の基本設計の際に実施した調査において、尺貫法とメートル法が併用されていることが明らかにされました。</p> <p>建築は社寺建築・民家建築・近代建築であれ、建物の骨格を決める基準寸法（単位）は異種のを併用することは、設計手法としては基本的なものではございません。</p> <p>桶川飛行学校建物では、軍が規定する間取り寸法がメートル法によるものに対し、規定が定められていない立ち上がり寸法を、大工が手馴れた尺貫法を使ったということで、基幹寸法採用手法からは珍しいものと考えられております。</p>
		<p>9 P 更なる突貫工事を乗り切るため、平面計画寸法も全て尺貫法が採用されて</p>	<p>平成27年度の基本設計の際に実施した調査において、創建時の平面計画寸法が1m単位（メートル法）によること及び増築時の平面計画寸法が1尺単位（尺貫法）によることが明らかにされました。これらの違いが現れた理由は、生徒増員などの施設拡大による突貫工事であったことと考えられております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		10P 当時の陸軍省が定めた建築設計要領に基づいてこれらの施設群が建築されていることは概ね明らかであり	平成27年度の基本設計の際に実施した調査において、「陸軍建築設計要領」と建物を照らし合わせた結果、建築計画・工法などが概ね一致していることが明らかにされました。
		10P 戦前・戦中におけるこの種の建築技術を知るうえで、また、改修変遷から読み取れる社会情勢を知るうえでも重要である。	平成27年度の基本設計の際に実施した文献調査において、昭和期の陸軍建造物の建築技術について、陸軍は「陸軍建築設計要領」を頒布しているという社会情勢が明らかになりました。また、現場調査においては、増築部分に、金属が使用されなかったことなどが判明し、これは金属回収令が公布されたという社会情勢を示しております。
		10P 更には和洋折衷単位型の建築計画であることなど、国内で唯一とも言える特徴を包含する建造物（戦争遺産）であることに相違ないものと判断される。	平成24年度の「旧若宮寮跡地の歴史と現状調査業務委託 報告書」や、平成27年度の基本設計の際に実施した調査を基に記載しております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		10P 下士官級操縦訓練生たちの苦悩や心の葛藤など、多くの人間模様がここで展開された史実	平成24年度の「旧若宮寮跡地の歴史と現状調査業務委託 報告書」や、当時桶川飛行学校で学んでいた特別操縦見習士官を特集した、昭和19年発刊の雑誌「学鷲」（朝日新聞社）を基に記載しております。
41	第1章第3節3 (P. 9)	和洋折衷の建築様式など、日本中にあまたあり、建築学的に評価すべきものではない。残さんがためにとってつけた表現に過ぎない。建築学的な評価を示していただきたい。	本建造物は、平成28年2月29日に、桶川市教育委員会より有形文化財として指定を受けたものです。 建築は社寺建築・民家建築・近代建築であれ、建物の骨格を決める基準寸法（単位）は異種のを併用することは、設計手法としては基本的なものではございません。桶川飛行学校建物では、軍が規定する間取り寸法がメートル法によるものに対し、規定が定められていない立ち上がり寸法を大工が手馴れた尺貫法を使ったということで、基幹寸法採用手法からは珍しいものと考えられており、評価の一つとして挙げられます。
42	第1章第3節3 (P. 9)	尺貫法とメートル法混在の建物は文化財でない 26年調査では全く言及がなかった「尺貫法とメートル法併存」が貴重との意見により29年案では保存費用が高額になっているが、この説は事実と異なる。現在建築されている民間住宅には「和室」と「洋間」があるのが一般的だが「和室」は今でも実質的に尺貫法を元に建築されている。これは和室に用いる畳や襖等は今でも尺貫法で作成されているからである。畳職人は今でも尺貫法とメートル法の両方が記載された定規を普通使い、出来上がる建物も両者が組み合わされている。決して貴重な文化財ではない。 (例えば尺貫法の単位である、坪は今でも普通に使われる)	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
43	第1章第3節3 (P. 10)	文化財としての価値が明確でない。10ページでは、「旧桶川飛行学校施設5棟の歴史的価値は極めて高いものと言え」とあるだけで、文化財としての価値は歴史の遺産だからという価値は、文化庁の指針にはない。記すべきである。	本建造物は、平成28年2月29日に、桶川市教育委員会より有形文化財として指定を受けたものです。 文化庁の示す「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準」では、「意匠的に優秀」、「技術的に優秀」、「歴史的価値の高い」、「学術的価値の高い」及び「流派的または地方的特色において顕著」といった建築物を重要文化財として扱うこととされております。
44	第1章第3節3 (P. 10)	(註3)に「文献調査によって今回新たに発見された文書である。」とは意味が分からない。だれがいつどこでどんな風に新たな発見をしたのかが問題である。図書館や資料室にあったものを新たに発見というのは間違いである。	解体調査と並行して行っていた文献調査の中で、防衛省防衛研究所にて「陸軍建築設計要領」が発見されました。 これまでの研究で取り上げられていなかった文献であり、今回、桶川飛行学校に結びつく情報として新たに取り扱うことになったため、発見と記載をしております。
45	第1章第4節1 (P. 11)	第4節 文化財の保護の経緯 計画の前提となる経緯であるが、事実在即していない。 文化財としての価値、評価基準が全く示されていないため、節としての意味をなしていない。 H25年には基本計画作成業務委託契約をコンサルに委託、3つの基本整備構想が示されている。1, 987, 20	文化庁の示す「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」では、文化財の保護の経緯について、これまでに実施した保存修理、環境保全、防災施設などの保存事業、現在の活用内容及び活用のために行った措置を記載するものとしております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		0円支出、パブコメも行なっているが、そのことが全く反映されていない。語り継ぐ会メンバーの方々の厚意により、管理の実態があったこと、広く施設公開をしていた経過、および、補修など、施設に手を加えている事実などの経緯も整理されていない。文化財指定内容全く欠落。	文化財としての価値につきましては第1章第3節3文化財としての価値（P. 6～10）に記載しております。
46	第1章第5節1 (P. 11)	<p>第5節 保護の現状と課題</p> <p>「活用は現在行われていないから、今後、公開活用にあたって基本方針、公開計画を定める必要がある」などというが、税金を注ぎ込んで、すでに市としてやってきたことがあるではないか。しかも、保護どころか、すでに解体してしまっているのに、「保護の現状」とはなんぞや？今また、元に戻すのか？ふりだしにもどるのか？何が「保護の現状と課題」か。何を言ってるのか。</p>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校の建物が文化財指定を受けた平成28年2月以降の文化財としての保存及び活用に係る文化財保護の経緯などを記載しております。</p> <p>文化庁の示す「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」では、保護の現状と課題について、「現在の活用内容に関連する文化財建造物の保護、安全性の確保等に係る課題を総括的に記す。」ものとしております。</p>
47	第1章第6節1 (P. 12)	<p>第6節 計画の概要 1計画の目的</p> <p>「本計画は、文化庁の定める『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』及び『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』に準じた構成・内容とする。</p> <p>というが、すでに壊してしまってから、「保存・管理の方法」などとは、そもそも意味不明。文化庁の定めた重要文化財って、こんな順序でOKなのか？壊してしまってから計画策定した文化財の例があるのか？疑問に答えていただきたい。</p>	<p>建物の破損・劣化が著しいため、保護の一環として解体保存を実施いたしました。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
48	第2章第1節1 (P. 17～92)	第2章の保存管理計画は文化庁の指針に沿っていない。「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領によると「保存管理計画は、重要文化財(建造物)の価値の所在を確認し、建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定める。」とあるが、それぞれの建物の説明が、「損傷が想像以上に著しく」「破損も顕著」「ひどく損傷している」などの程度の表現は自治体の計画ではお粗末だ。想像は誰の想像でどのようなものか、顕著やひどくとはどのくらいか、明確でない。つまり書き手の客観的観察がなく、意図的表現である。部分、部位等明らかにしていただきたい。例えば、柱1、2等番号をつけ、図面で場所を提示し、上部の○%が腐食しているなどの客観的指標が必要である。ガラス戸なら、枠の状態、ガラスの残り具合等。	文化庁の示す「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」では、「破損状況について目視による調査を行い」保存状況を記載するものとしております。 本計画では、平成27年度の基本設計の際に実施した調査の内容を記載しております。 兵舎棟につきましては、他の木造建物3棟と比較して部材の腐朽や劣化が進んでいない部分が多く残っております。 また、木建具がアルミサッシに改変されていることや、間仕切りや床組が増設されていることが明らかになりました。
49	第2章第1節1 (P. 20)	他より健全な状態も何がどう健全なのか。状態が良いとは何か、改変はどのようにされているか。破損劣化が著しいとする根拠も明確でない。	
50	第2章第1節1 (P. 23)	飛行学校の守衛が使用する小銃の弾薬を、大きな更に誰でも見える弾薬庫に保管することは不自然な感じを持ちます。	平成24年度の「旧若宮寮跡地の歴史と現状調査業務委託 報告書」では、類似施設に同様の建造物があり、弾薬庫とされております。 この建物につきましては、今後も調査を継続いたします。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
51	第2章第2節1 (P. 26)	保護の方針がいい加減である。「文化財としての価値を守るため」とあるが、その価値が明確でない。「厳密な保存が要求される部分」の理由がない。ただ残すというのは文化財の価値ではない。	<p>旧桶川飛行学校の建物は、「近代史を現す建物群であること」などから、平成28年2月29日に市の有形文化財に指定されております。文化財としての価値につきましては、第1章第3節「3 文化財としての価値」(P. 6～10)に記載しております。</p> <p>文化財として指定を受けた建物であるので、基本的には桶川飛行学校時代に使用されていた部材は保存するものとしております。</p>
52	第2章第2節1 (P. 26)	「維持及び保全することが要求される部分」の基準がない。	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p><b>第2章第2節1 (P. 26)</b>  <b>表Ⅱ-1 部分の設定と保護の方針</b>  <b>保存部分</b>  文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、<u>主として以下の部位により構成される部分</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>材料自体の保存を行う部位 (意匠上の配慮が必要な部位、特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成する部位)</u></li> <li>・ <u>材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存</u></li> </ul>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p><u>を行う部位（定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位）</u></p> <p>・<u>主たる形状・色彩を保存する部位（活用又は補強等のために特に変更が必要な部位）</u></p> <p>保全部分</p> <p><u>維持及び保全することが要求される部分で、主として以下の部位により構成される部分</u></p> <p>・<u>主たる形状・色彩を保存する部位（保存との調和が求められる部位）</u></p> <p>・<u>意匠上の配慮を必要とする部位（活用又は補強のために特に変更が必要な部位）</u></p> <p>その他部分</p> <p><u>活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として以下の部位により構成される部分</u></p> <p>・<u>意匠上の配慮を必要とする部位（保存部分と意匠的に一体である部位）</u></p> <p>・<u>所有者等の自由裁量に委ねられる部位</u></p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
53	第2章第2節1 (P. 26)	「今後、保護の方針を検討する部分」についても、どういう検討をするのか、基準が無いのであいまいになっている。	本建造物は、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場として、文化財指定を受けております。 戦後の後補材の保護の方針につきましては、今後、記録保存や部材の現物保存などの取組みを検討いたします。
54	第2章第2節1 (P. 27)	形相とは何か。建築学的表現なのか歴史的表現なのかも含めて、「どういう部分がどうなっている形相」と表現しないと客観的ではない。	頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 <b>第2章第2節1 (P. 27)</b> <b>(1) 守衛棟</b> 外部・内部ともに桶川飛行学校時代の形相 <u>屋根(スレート葺)</u> 、 <u>下見板</u> 、 <u>建具</u> 、 <u>室内壁</u> などを残しているため、  <b>(2) 車庫棟</b> 外部については、桶川飛行学校時代の形相 <u>屋根(スレート葺)</u> 、 <u>下見板</u> 、 <u>建具</u> などを概ね残しているため、(中略)内部については、桶川飛行学校時代の形相 <u>天井</u> 、 <u>室内壁</u> 、 <u>腰壁</u> などを残している室A、室B及び室Cは保存部分とするが、

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>(3) 兵舎棟 外部については、桶川飛行学校時代の形相 <u>屋根（スレート葺）、下見板、建具</u>などを残しているため、(中略) 内部については、桶川飛行学校時代の形相 <u>天井、室内壁、建具</u>などを残す部屋を保存部分とするが、</p> <p>(4) 便所棟 外部・内部ともに桶川飛行学校時代の形相 <u>屋根（スレート葺）、下見板、建具、室内壁</u>などを残しているため、</p> <p>(5) 弾薬庫 外部・内部ともに桶川飛行学校時代の形相 <u>コンクリート壁</u>を残しているため、</p>
55	第2章第2節2 (P. 37)	「部位の設定と保護の方針」で、一連の部材について一律に基準を設定してしまうのは、あまりにも短絡的である。ここから考えられるのは、基礎、主要構造部等一括りにしてしまう程雑な文化財として評価している事である。その他、建具、壁なども同じである。お粗末すぎる設定、理由ない設定、根拠を示していない設定である。	文化庁の示す「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」では、保存管理計画に関して、その部位の設定につきましては、「一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で（中略）保護の方針を定める」と規定しております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			このため、本計画では個別部材毎の方針ではなく、部材の種類別の方針を定めております。
56	第2章第2節2 (P. 38)	スレート屋根(アスベスト)の弊害は「無い」旨の証明を公的第三者機関から受領しておくべきと思料します。	第2章第4節「2 今後の保存修理計画」(P. 94)では、保存修理にあたりましては、現行法に適合しない資材は使用しないことを記載しております。スレート屋根につきましても、アスベストを含有しない資材で復原整備を実施いたします。
57	第3章第1節1 (P. 95)	サクラの木は戦後の若宮寮に植えられたとの情報ですが詳細は不明です。	頂いた情報につきましては、今後も調査を継続いたします。
58	第3章第3節4 (P. 101)	防火水槽です。すり鉢型で階段のついている物は当時バケツを利用して底まで水を出したことと思います。更に階段のないものは「若宮寮」時代に設置されたものと思料します。	
59	第4章第1節2 (P. 108)	若宮寮時代に4回の火災になったとの情報です。	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
60	第5章第1節1 (P. 113)	活用計画の公開計画は「管理上必要なスペースを除く」範囲が明確でない。構造上なのか、どんな管理なのか、管理に必要なスペースは何か、各棟にこの表現があり、非常にお粗末である。	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>第5章第1節1(2)(P. 115)</p> <p>1) 守衛棟 復原整備を行い、東側の南北軸に並ぶ2部屋を公開部分とする。それ以外の部屋は<u>展示物・清掃用具などを収納するための倉庫とし、管理のためのスペースとする。</u></p> <p>2) 車庫棟 復原整備を行い、南東の部屋を<u>展示物・清掃用具などを収納するための倉庫とし、管理のためのスペースとする。</u></p> <p>3) 兵舎棟 復原整備を行い、南北軸の廊下を挟み西側を公開部分とし、東側を<u>事務室、展示物・清掃用具などを収納するための倉庫とし、管理のためのスペースとする。</u></p>
61	第5章第1節1 (P. 115)	便所棟の復元整備は、どのように文化財として活用するのか、明確でない。ムダ遣いも良いところである。	<p>便所棟も含んだ建物5棟が、市の有形文化財に指定されています。</p> <p>文化庁の「重要文化財(建造物)の活用について(通知)」(平成11年3月24日)</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>では、「活用の中で最も一般的な方法は、文化財の公開である。文化財を気軽に眺め親しめる存在にすることが、地域における最も有効な文化財の活用の手法と言える」と示されております。</p> <p>そのようなことから、便所棟を復原整備し、建物自体の公開をすることは、有効な文化財の活用にあたりと考えております。</p>
62	第5章第1節1 (P. 115)	<p>115ページ「※文化財保護の観点や実施設計の状況により、立ち入ることができない部屋・建物が生じることがあるため、部屋の公開範囲については変更することがある。」は、パブコメを求めている姿勢ではない。保存・管理計画・活用計画より上位の文化財保護なら、明確にすべきである。実施設計もすでに委託をしており、それが上位にあるなど、とんでもない話である。保存の方針が決まって、それをもとに実施設計があるのであり、逸脱することは許されない、何のための計画か。</p>	<p>文化財は、基本的には保護が最優先となります。文化財建造物も同様に保護が最優先となりますが、文化庁の「重要文化財(建造物)の活用について(通知)」(平成11年3月24日)では、保護だけでなく、活用することも文化財保護の重要な柱と示されております。</p> <p>本計画では、第2章「第2節 保護の方針」において、保存する部分の設定や部位の設定をし、その方針を記載しております。</p> <p>ご指摘の点につきましては、今後、旧桶川飛行学校の公開にあたり、耐震など安全性の確保が実施設計を行うことにより明確になることから、その状況によっては、立ち入ることのできない部屋や建物が生じる</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			場合があるということであり、実施設計が保存活用計画の上位ということではございません。
63	第5章第2節2 (P. 117)	<p>第2節活用基本計画</p> <p>2 活用の基本的な考え方(1) 目指す姿 には反対！</p> <p>旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の歴史や文化財である建物群から、飛行学校で学んだ若者の姿や当時の飛行技術に触れることで、子どもをはじめとしたあらゆる世代へ平和を発信し、平和を尊重する社会の実現及び地域の振興を目指す。</p> <p>平和の発信拠点とすること、恒久平和に対する市の立場を計画の基本に明確化すべき。</p> <p>「平和都市宣言」に基づいた計画であることを柱にしたうえで、その枝葉として、関連計画との整合性を位置付けすべき。</p> <p>建物群、飛行技術などは史実に基づき、事実をありのまま展示すればよい。</p> <p>地域振興など、軍事施設だった歴史的背景から鑑みれば大変軽率であり、そぐわないのでいらぬ。</p> <p>文化財というものは、地域の振興を見据えて箱モノを作るなどというものではない。戦争遺構を地域振興に活用などと言うのは、あまりにも軽率である。</p> <p>あるがままの事実を時代考察したうえで、真実を伝える。来た人が施設に感動を覚えることで、来訪者が増える。結果として、その地に関心を寄せ、人が集まってくることで、派生する</p>	<p>平成26年9月に策定された「旧若宮寮(旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場)跡地整備基本計画」では整備の方針として、「熊谷飛行学校桶川分教場の歴史的な価値の保存継承を図る」、「平和を考える場として活用を図る」、「広域的な観光ルートを視野に入れたテーマ性の高い立寄り観光拠点とする」及び「地域で利活用ができる施設とする」ことを示しております。</p> <p>「目指す姿」は、既往の計画などを踏まえ、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会」においてご意見を頂戴し、作成いたしました。</p> <p>頂いたご意見同様、平和の尊さを伝えることは、「平和都市宣言」をした本市にとって大変重要なことと認識し、「基本的な考え方」の中に記載しております。</p> <p>なお、「平和」を発信する、「桶川飛行学校の役割」を伝える、「建物の文化財としての価値」を伝える及び「飛行技術の平和利</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>ニーズに答えて振興にと繋げていく。そうした史実に謙虚に忠実に、人々に知っていただく。</p> <p>何か、はじめから、人寄せのためという軽薄さが伺え、平和に名を借りた観光地化を狙った感じが否めない。</p> <p>悲惨な戦争に散った尊い命に対する姿勢として、あまりにも見識のなさにあきれてしまう。</p> <p>市の信頼が損なわれるので、このような文言は目指す姿でもなんでもない。やめていただきたい。</p> <p>目指す姿はこれである↓。反戦平和を掲げることを求める。</p> <p>桶川市平和都市宣言</p> <p>恒久平和は、人類共通の念願である。</p> <p>しかるに、大国間における核軍備の拡張はますます強まり、世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。</p> <p>我々は、世界最初の核被爆国民として、今なお続く被爆者の苦しみを思うとき、この地球上に再び、ヒロシマ・ナガサキの惨禍を繰り返さないことを、全世界の人びとに訴える。</p> <p>我々は、恒久平和を求める立場から、非核三原則を守り、すべての核保有国に対し、核兵器廃絶を求めるとともに、軍備の縮小を強く要求するものである。</p> <p>ここに桶川市は、平和への誓いを新たにし、厳粛に平和都市を宣言する。</p> <p>昭和60年1月1日 桶川市</p> <p>繰り返しになるが、年端の行かぬ少年までをも、肉弾として</p>	<p>用」を伝えるための具体的な方法や内容につきましては、関連資料の調査を行い、事実に基づく展示内容などを検討して参ります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>特攻に駆り立てた、かつての戦争を二度と起こさぬという信念を貫き、「平和都市宣言」を行なった立場で、強いメッセージを発信すべきと考える。</p> <p>諸計画との整合性のまえに、世界平和に向けた崇高な拠点であることを目的とすることこそ、何より明確化すべき。決して、観光、人寄せで町が栄えることに主眼を置くような軽薄な場所、計画であってはならない。</p>	
64	第5章第2節2 (P. 117、118)	<p>旧桶川飛行学校は、民間航空機の操縦士を育成するものではありませんでした。ご存じのように戦争を遂行するための飛行兵士を育成するための学校であったのです。この施設を“平和の発信”のための施設と位置付けるのであるならば、この事実とそのことがもたらした事実はきちんと説明する施設であるべきと考えます。そのことがあいまいのように感じます。</p> <p>活用の基本方針の第二として『「桶川飛行学校の役割」を伝える』とあります。様々なお考えがあるかとは思いますが、飛行学校が軍事施設であったこと、そして歴史的事実として先の戦争では、数百万人の日本国民と一千万人を超えと言われていたアジア諸国民を死に至らしめた「戦争遂行」の役割を果たしたものであるが、あいまいになっているように感じます。これらのことをきちんと伝えるのか否かでこの施設の保存する意味が180度異なってまいります。飛行学校の「役割」をどう整理されていくのでしょうか？</p>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的として作成したものです。</p> <p>「平和都市宣言」をした本市にとって、戦後70年以上経過した現在、当時を知らない世代に対し、平和の尊さを伝えることや、旧桶川飛行学校を訪れた方に、平和の重要性を見つめ直していただけることが大変重要なことと考えております。</p> <p>また、「桶川飛行学校の役割」を伝えるため、桶川飛行学校が設置された歴史的背景や、施設の使われ方などを知ってもらうことで、当時の世の中の様子を学ぶことのできる施設として活用して参りたいと考えております。</p> <p>なお、具体的な方法や内容につきまして</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			は、関連資料の調査を行い、事実に基づく展示内容などを検討して参ります。
65	第5章第2節2 (P. 117)	目指す姿で、「建物群から飛行学校で学んだ若者の姿や当時の飛行技術に触れる」ことがどうしてできるのか、それがどうして、「あらゆる世代へ平和を発信」することになるのか、不明で、短絡的である。	第5章活用計画(P. 113～123)は、既往の計画などを踏まえ、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会」においてご意見を頂戴し、作成いたしました。 あらゆる世代の来訪者の方が、桶川飛行学校の歴史や文化財である建物群を通じて、当時桶川飛行学校で学んでいた若者の姿や学んでいた技術に触れることで、現在の平和について考えていただけるような展示などの取組みを今後検討して参ります。
66	第5章第2節2 (P. 117)	あくまでも、「平和を考える場」として保存してもらいたい。昭和12年からの飛行学校分校で飛行学校としての教育や、昭和20年代の特攻隊としての訓練など、関係者の声などを生かす施設として残してもらいたい。観光の面は、その次。無言館(別所温泉)を参考に。	「第五次総合振興計画後期基本計画」の位置付けや、平成26年9月に策定された「旧若宮寮(旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場)跡地整備基本計画」の中で示しました整備の方針に沿って、「平和を考える場」としての役割に力点を置いていきたいと考えております。
67	第5章第2節2 (P. 118)	(2) 活用の基本方針は認められない。平和発信。ここを中心に据えるべき。横並びにすべきでない。 飛行技術の平和利用などいらぬ。	戦後70年以上経過した現在、当時を知らない世代に対し、平和の尊さを伝えることは、「平和都市宣言」をした本市にとって大変重要なことであると考えております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>「目指す姿」や「活用の基本方針」の考え方は、「平和」を主軸としております。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p><b>第5章第2節2 (P. 117)</b></p> <p>(1) 目指す姿</p> <p>旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場は(中略)平和を尊重する社会づくりのための姿勢を示すものとして、<u>平和を主軸とする旧桶川飛行学校の目指す姿を次のとおりとする。</u></p>
68	第5章第2節2 (P. 118)	<p>基本方針の第4として『「飛行技術の平和利用」を伝える』とありますが、旧桶川飛行学校は民間航空のパイロットを養成するための施設ではなく、戦争遂行のための軍用機の飛行士を養成するための施設であったのです。その施設を前提に、「飛行技術の平和利用を伝える」施設とすることに理解ができません。「飛行技術を知ること」で本当に飛行と平和の重要なつながりを伝えることができるとお考えなのでしょうか？わかるように説明を求めたいと思います。</p>	<p>「飛行技術」につきましては、戦前の日本で軍事利用目的で発達したことは事実ですが、戦後になり国産旅客機やペンシルロケットの開発など平和利用・宇宙開発に貢献していることも事実です。このような飛行と平和のつながりを伝えるものとして、第5章第2節2 (2)活用の基本方針 (P. 118) や第5章第2節3 (4)「飛行技術の平和利用」を伝える (P. 120) を記載したものです。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p><b>第5章第2節2 (P. 117)</b></p> <p>(1) 目指す姿</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場（中略）飛行学校で学んだ若者の姿や当時の*飛行技術に触れることで、</p> <p><u>*飛行技術：現代までの航空機の製造技術や操縦技術など、飛行に関する全般的な技術のこと</u></p> <p>第5章第2節3（P. 120） （4）「飛行技術の平和利用」を伝える 【主な取り組み】 <u>展示、映像視聴、航空機の模型展示、航空教室などのイベントの開催</u></p> <p>《イメージ写真》 写真V-7 <u>航空機の模型展示</u></p>
69	第5章第2節2 (P. 118)	<p>第4回旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会での、委員の指摘を踏まえた「まちづくりにおける歴史的考察」を明示すべき。 以下は議事録より↓</p> <p>委員 阿見町の予科練のホームページを見ましたが、予科練が今のまちづくりに影響していることが紹介されています。飛行学校があったことが桶川のまちづくりにどのように影響しているかを紹介してはどうですか。</p>	<p>第5章第2節3「(2)『桶川飛行学校の役割』を伝える」(P. 119)では、桶川飛行学校が設置された歴史的背景や施設の使われ方などを知ってもらうための展示などを主な取り組みとして記載しております。 ご指摘の点につきましては、具体的な取り組みを検討する際に参考とさせていただきたいと考えております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>事務局 参考にし、検討いたします。</p> <p>委員長 委員としての意見ですが、戦後引き揚げてこられた方が住んでいらしたので、戦後の分教場の歴史もあった方がよいと思います。</p> <p>委員 「平和を発信」とありますが、現在の状況がどうなっているのか、世界各地に紛争が起こっていることなどを紹介して来館者に平和の尊さを実感してもらってはどうか。 難しいとは思いますが大事なことであると思います。今現在の生活に結びつけて考えてもらう工夫が必要であると思います。</p> <p>事務局 阿見町の事例も、過去を踏まえて現在があるという考え方で整理していますが、いただいたご意見も含めて平和を発信する項目の中で考えていきたいと考えております。</p> <p>こうした考えが入っているとは思えないので、この案には反対。入れて下さい！</p>	
70	第5章第2節2 (P. 118)	「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画」を策定し、その中で施設の整備方針が示されたところである。」とあるが、基本方針とは何か。	本計画では、旧桶川飛行学校の活用の「目指す姿」を実現するために、「平和」を発信する、「桶川飛行学校の役割」を伝える、「建物の文化財としての価値」を伝える及び「飛

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			行技術の平和利用」を伝える、の4つの活用の基本方針を示しております。
71	第5章第2節3 (P. 119)	学芸員の設置(一人)、当時の全容模型、九五式乙一型中間練習機の模型を設置できれば公開効果が、より上がるものと思料します。	頂いたご意見は、今後の施設の整備・運営方法の検討の際に参考にさせていただきます。
72	第5章第2節3 (P. 119)	<p>3 具体的な取組み</p> <p>この分教場には少年飛行兵の他、学徒出陣の特別操縦見習士官など、延べ1,500人を超える入隊者がいたが、戦争末期には特別攻撃隊(特攻隊)訓練基地となり、終戦前の昭和20年(1945)4月には、特攻隊員12名を鹿児島県知覧特攻基地に送った。(註1)</p> <p>東京大空襲や大陸からの引揚者など、住宅困窮者の共同住宅として転用されることになった。旧桶川町が仲介する公設の引揚者寮(若宮寮)として昭和20年9月から受入が開始されたが、最大で64世帯300余名がここで生活を送っている。このような用途で施設活用は平成19年(2007)3月までの62年間続いた</p> <p>下士官級操縦訓練生たちの苦悩や心の葛藤など、多くの人間模様がここで展開された史実とあるが、これら、ひとりひとりの顔、その家族や友、知人の証言など、そこに生きていた証、戦争によってその人生がどうなったのか、ひとつひとつの「いのち」に向き合った展示で、</p>	<p>「目指す姿」や「活用の基本方針」の考え方は、「平和」を主軸としたものとしております。</p> <p>「平和」を発信する及び「桶川飛行学校の役割」を伝えるための具体的な方法や内容につきましては、関連資料の調査を行い、事実に基づく展示方法などを検討して参ります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		戦争はダメ、平和が大切というメッセージをリアルに明示し、漠然とした「平和」を唱えるのではなく、個別具体的に、この場所で、われわれと何ら変わらない市民、少年に起きた事実、身近な本当のことを、この場所で具現化していただきたい。	
73	第5章第2節3 (P. 119)	<p>「桶川飛行学校の役割」を伝えるとあるが、軍事施設=戦争を進めた施設である。当時の世の中の様子を学ぶ施設とする、とあるから、存在は否定されなければならないものである。平和と軍事施設の関係性が明確でない。</p> <p>具体的な取り組みもお粗末。もっと具体的に「桶川飛行学校の役割」を明記すべきである。因みに飛行学校の役割は、戦争をして人を殺すための兵士を忘れてはならない、マイナスの施設であることから出発すべきである。決して戦争を美化することは許されない。</p>	<p>「桶川飛行学校の役割」としては、桶川飛行学校が設置された歴史的背景（時代背景）や世の中の様子を知ること、現在の平和の尊さを学んでいただければと考えております。</p> <p>「桶川飛行学校の役割」を伝えるための具体的な方法や内容につきましては、関連資料の調査を行い、事実に基づく展示内容などを検討して参ります。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p><b>第5章第2節3 (P. 119)</b>  <b>(2)「桶川飛行学校の役割」を伝える</b>  <b>【主な取り組み】</b>  <b>展示、体験展示、映像視聴、</b>  <b>寄宿室の寝台などの復元・体験展示、</b>  <b>研修 飛行学校にまつわる講座の開催</b></p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>《イメージ写真》 写真V-4 体験・復元復元・体験展示</p>
74	第5章第2節3 (P. 120)	メートル法と尺貫法の「和洋折衷型」の建築は全国でも希少の建物であり、文化財としても価値があり保存すべきと思料します。	頂いたご意見のとおり、貴重な文化財を後世に伝えるために、保存して参ります。
75	第5章第2節3 (P. 120)	メートル法と尺貫法の組み合わさった建築物は全国に多数ある。淡々と示せばいいことである。	<p>本建造物は、平成28年2月29日に、桶川市教育委員会より有形文化財として指定を受けたものです。</p> <p>建築は社寺建築・民家建築・近代建築であれ、建物の骨格を決める基準寸法(単位)は異種のを併用することは、設計手法としては基本的なものではございません。桶川飛行学校建物では、軍が規定する間取り寸法がメートル法によるものに対し、規定が定められていない立ち上がり寸法を大工が手馴れた尺貫法を使ったということで、基幹寸法採用手法からは珍しいものと考えられており、評価の一つとして挙げられます。</p>
76	第5章第2節3 (P. 120)	「メートル法と尺貫法が組み合わされた建築様式などの特徴を有する、近代史を現す建物群である。」など、仰々しく表現すべき内容ではない。文化財としての価値はない。	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
77	第5章第2節3 (P. 120)	飛行技術をこの施設でどのように学ぶのか、飛行技術の進歩を知るには、飛行機博物館でも作るつもりか。基本方針に戦争への反省が見られない。	<p>「飛行技術」につきましては、戦前の日本で軍事利用目的で発達したことは事実ですが、戦後になり国産旅客機やペンシルロケットの開発など平和利用・宇宙開発に貢献していることも事実です。このような飛行と平和のつながりを伝えるものとして、第5章第2節2(2)活用の基本方針(P. 118)や第5章第2節3(4)「飛行技術の平和利用」を伝える(P. 120)を記載したものです。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p><b>第5章第2節2(P. 117)</b>  <b>(1) 目指す姿</b>  旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場(中略)飛行学校で学んだ若者の姿や当時の*飛行技術に触れることで、</p> <p><u>* 飛行技術：現代までの航空機の製造技術や操縦技術など、飛行に関する全般的な技術のこと</u></p>
78	第5章第2節3 (P. 120)	「飛行技術の平和利用」を伝えるとはとってつけたような話である。どこの戦争記念館に軍用機の平和利用など掲げているのか。平和利用と言う名のもとに、軍用機を肯定するような話は、平和どころか、戦争を鼓舞することになりかねない。	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
			<p>第5章第2節3 (P. 120)</p> <p>(4)「飛行技術の平和利用」を伝える</p> <p><b>【主な取組み】</b></p> <p><b>展示、映像視聴、航空機の模型展示、航空教室などのイベントの開催</b></p> <p>《イメージ写真》</p> <p>写真V-7 <b>航空機の模型展示</b></p>
79	第5章第2節5 (P. 124)	<p>5 管理・運営計画</p> <p>これはあまりに計画としての体がない。誠に稚拙。</p> <p>(1) 基本的方針</p> <p>本計画の内容を十分に理解し、桶川市文化財保護条例をはじめとした関係法令を遵守し、管理及び運営を実施する。</p> <p>当たり前すぎて、中身がない。なので意味がない。</p>	<p>第5章第2節「5 管理・運営計画」(P. 124)では、管理・運営に関する基本的な方針を記載しております。</p> <p>文化財を管理・運営する際は、関連法令を遵守することを大前提としております。また、個々の文化財建造物の状態、状況はそれぞれ違っており、保護の方針などもそれぞれ異なります。文化財の状態や保護の方針などをまとめた本計画を十分理解することは、将来にわたり文化財を保護していくために必要なことであることから、記載しております。</p> <p>今後、この計画に基づき、具体的な取組み内容を検討して参ります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
80	第5章第2節5 (P. 124)	「本計画の内容を十分に理解し、」って…誰に向けてるのか？ 小バカにされた感じがするのでいただけません。 こういう表現はやめましょう。	頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。  第5章第2節5 (P. 124) (1) 基本方針 <u>当該文化財の公開その他の活用を図るための管理・運営を行う者は、本計画の内容を十分に理解し、</u>
81	第5章第2節5 (P. 124)	(2) 管理運営方法・体制 公開その他の活用は桶川市が主体となり、管理及び運営に係る対応を行う。 また、地域住民などとの連携による管理運営体制の構築を検討する。 全く具体性がなく、パブコメ取るに値しない。 管理運営計画に費用対効果を示さないなど、市民にパブコメ求める姿勢として、市の見識が疑われる。パブコメを求める姿勢そのものがあまりに市民を愚弄していて、相当な悪意、あるいは相当な見下され感を感じる。	パブリック・コメントにつきましては、桶川市パブリック・コメント手続実施要綱第3条に該当するものとし、実施しています。 現在、飛行学校は、平成28年度に解体調査を実施したことから、全ての木造建物は解体されており、その部材を保存しているところです。 本計画の管理・運営計画においては、桶川市が主体となって行うことや、地域住民との連携をとりながら行うという方向性を示したものとなっております。具体的な管理・運営方法につきましては、建物の復原整備が具体化し、その整備の進捗状況に合わせて決めていきたいと考えております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
82	その他	<p>埼玉県下20ヶ所程度の道の駅あり旧飛行学校跡建物は全国的にも珍しく、既設の駅に皆無の特性を生かし、総合的な施設、即ち目的地とされる施設の開設を目指し、併せ若人の職場の創造を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*旧飛行学校、道の駅、防災設備、エアポートの活用、歴史民俗資料館を始めに地域の名所旧跡の観光、独自の総合的な地理を生かした他所にない個性豊かな施設の開設と活用</li> <li>*旧飛行学校裏手高所から城山公園へ向かって「高所アスレチック」の設置</li> <li>*地域民俗文学、名所旧跡の積極的な活用と広報</li> <li>*地域観光、地域経済、地域開発、地場産業の促進等</li> <li>*構内に詰所確保、移動手段の貸自転車、の装備並びに管理保管場所等</li> </ul>	<p>本計画は、旧桶川飛行学校建物の文化財としての保存と活用が、円滑に促進されることを目的として作成したものです。</p> <p>同じ川田谷地内では、「第五次総合振興計画」土地利用構想において、「観光まちづくり拠点」に位置付けられた、人・モノ・情報が交流する場としての整備を進めている「道の駅」や「城山公園」、「歴史民俗資料館」がございます。これらの本市の地域資源、観光資源、歴史文化資源を活用した地域活性化を進めて参りたいと考えております。</p>
83	その他	<p>締め切りが今日（6月15日）までのはずなのに、ホームページも募集様式も、アクセスできなくなっているのは、どういふことか。昨日はアクセスできたので、明らかに意図的である。自ら募集して、勝手に閉じるのは、許されない。</p>	<p>本計画のパブリック・コメント募集の記事を市ホームページに掲載しておりましたが、素案の閲覧期間が6月15日の17時15分までとなっていたため、その時間以降の閲覧ができない状態になっていたものです。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
84	その他	<p>パブリック・コメントが形式的である。言い回しや表現のみを変えるのであれば、市民をバカにしている。</p> <p>実施要綱第1条 「市の政策等形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進し、市民等との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。」に反している。これまでの姿勢を変えないのであれば、税金のムダ遣いになるとともに、ムダな時間と労力を費やすだけである。</p>	<p>桶川市パブリック・コメント手続実施要綱では、市の政策等形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進し、市民等との協働によるまちづくりを推進することを目的とし、市の基本的な政策等の意思決定をする過程において、その案を広く市民等に公表し、これらについて提出された市民等からの意見及び情報を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要、当該意見等に対する市の考え方等を公表していくことを定めております。</p> <p>頂いたご意見の中で、採用すべきものは計画に反映させていただきます。</p> <p>また、反映が難しいものにつきましても、今後の事業を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
85	その他	本来、文化財ならば、教育委員会の所管なはずである。都合のよいときだけ文化財にし、専門職や学芸員もない担当課が、文化庁の指針に準じて作成したなど、整合が取れていない。	<p>文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日）では、所有者等が文化財建造物の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲を明らかにし、これらに関して所有者等と教育委員会が合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が、円滑に促進されることを目的として策定するものとしております。</p> <p>市では、文化財建造物の所有者の立場で、桶川市教育委員会の指導・助言を受けながら本計画の内容を作成しております。</p>